

裁判外の紛争解決手続の健全な発展

裁判所の機能充実

行政機関による紛争解決の機能充実

民間による紛争解決の機能充実

【現 状】

様々な取組みが行われてきているものの、現状では、なお以下の点が課題

○ 国民の間に、民間ADRの存在や意義についての認識・理解が不十分

○ ADR機関の個別情報不足
↓
○ 利用に際しての不安感

○ ADRの特長を活かすサービス提供（専門家の活用等）に制約
○ 訴訟手続との制度的連携（時効の中断等）が未整備
↓
○ 乏しい利用のメリット

低調な利用
↓ ↑
国民に未定着

【法制整備（イメージ）】

< ADR 法案 >

ADRの基本理念等

国民に選択の目安を提供
専門家を「主宰者」として活用
手続の実効性確保（法的効果付与）
↑
任意の認証制度の導入

< 個別法改正 >

○ 隣接法律専門職種を「代理人」として活用

国民の理解の向上

安心して質の高いADRを利用できる環境

民間の創意工夫の下で、多様な民間ADR

広い意味での司法の紛争解決機能の充実

広い意味での司法へのアクセス拡充（司法ネットの構築等）

国民が、多様な紛争解決手段の中から、
自らのニーズにあった手段を自由に選択できる社会へ